

平城宮第292次発掘調査（東院西辺地区） 現地説明会資料

1998年6月13日（土）

奈良国立文化財研究所 平城宮跡発掘調査部

1. はじめに

平城宮には東に張り出した部分があり、ここに、「東院（東宮、東内）」とよばれる施設が存在したと想定されています（第1図）。東院は主に奈良時代後半の文献に多くの記述があり、皇太子または天皇の住まいとしての役割の他、宴会、儀式、叙位等にも利用されていました。特に神護景雲元（767）年に完成した「東院玉殿」、宝亀年間（770年代）に記録のある「楊梅宮」もこの東院地区にあったものと考えられています（第1表）。

さて、東院地区はこれまで何度か調査されており、その結果、東南隅に大規模な池を伴う庭園施設、南西部、西部に官衙ブロックの存在が明らかになりました。しかし、東院玉殿、楊梅宮などに直接関わるような東院の中核施設はまだ見つかりません。

今回の調査は、東院西辺部の様相を解明する目的で、東院西辺部のほぼ中央に、東西35m、南北51m（面積約1790㎡）の調査区を設けました（第2図）。西側は、第128次調査区と一部重複しています。調査は4月1日から開始し、現在も続行中です。

2. 検出した遺構

今回検出した主な遺構は掘立柱建物13棟、掘立柱塀10条、溝1条です（第3図）。これらは遺構の重複や建物配置からみて、4つの時期（A、B、C、D期）に分けることができます。本調査区は隣接する第128次調査区と深い関わりを持つので、その成果も合わせて、今回検出した遺構を時期ごとに解説することにします。なお、第128次調査で検出された遺構で、本調査と関連するものにも遺構の通し番号（25～32）を付けています。

<A期 奈良時代前半>（今回検出した遺構；塀1条、建物3棟）（第4図①）

掘立柱塀で区画された空間に建物数棟が並ぶ時期。いくつかの掘立柱塀で区画された同じような空間は本調査区の南側でも見つかりっていますが、二面廂が付く大規模な東西棟が複数配置されるなど東院の他の地区とはやや異なった様相を見せています。

塀1：調査区西端の南北塀。柱間寸法は10尺等間。調査区南端から14間分北に延び、西に折れ曲がり、東西塀25につながる。この東西塀はさらに西に延びて南北塀26へとつながり、これら3条の塀で建物27を囲む。これらの塀は主軸、柱間をそろえ、この地域を区画している。南に延びていく南北塀1、26は過去の調査でその続きを検出しており、奈良時代前半のものと考えられる。

建物2：調査区中央北端の桁行5間×梁間2間の南北棟。柱間寸法は梁間10尺、桁行は北1間分のみ11.5尺で、他は7尺。

建物3：調査区北半東端の桁行2間以上×梁間2間の身舎に南北廂をつける東西棟。柱間寸法は身舎の桁行西端1間分は10尺で2間目は8尺、梁間は10尺等間。北廂は梁間10尺、南廂は梁間7尺。

建物4：調査区南東端の桁行6間以上×梁間2間の身舎に北廂をつける東西棟。柱間寸法は身舎の桁行東端1間分のみ14尺と広く、他は10尺等間。廂は梁間10間。南に梁間10尺以上の廂がつく可能性もある。

<B期 平城遷都後（745年～）>（今回検出した遺構；建物3棟）（第4図②）

東院西辺を区画する南北塀28の東側に、数棟の建物が配置される時期。建物6は東廂がつき、調査区東端の建物7を南北廂の付く東西棟と考えると正殿と脇殿の位置関係となります。

建物5：調査区中央北寄りの桁行5間×梁間2間の南北棟。柱間は10尺等間。

建物6：調査区南半中央の桁行4間×梁間2間の身舎に東廂をつける南北棟。柱間寸法は10尺等間。身舎の北妻から1、3間目に間仕切りを持つ。

建物7：調査区中央東端の桁行1間以上×梁間2間の身舎に南北廂をつける東西棟。柱間寸法は桁行10尺等間、梁間9尺。桁行5間の南北棟となる可能性もある。

<C期 奈良時代後半～末>（今回検出した遺構；建物4棟、溝1条）（第4図③）

東院西端を区画する施設がそれまでの掘立柱塀28から築地塀29に造り替えられて、様相が大きく変わる時期。第128次調査区では築地塀のすぐ内側に大型の井戸30がつくられて、築地塀に開く門31を入った正面に目隠し塀32がつくられます。

今回の調査区では北半部に高層楼閣である大型総柱建物が南北に並び、さらに調査区南端近くにも掘立柱建物がつくられます。これらの建物（9、10、11、12）は、いずれも柱間寸法が10尺等間、桁行が6間で共通し、しかも建物相互の柱筋も一致させており、強い規格性がうかがわれます。

建物8：調査区北端の桁行6間の東西棟。柱間寸法は10尺等間。南側柱筋のみ検出。建物9と10尺しか離れておらず、一連のものである可能性がある。

建物9：建物8に南接する桁行6間×梁間4間の総柱東西棟。柱間寸法は10尺等間。高床式の大型の楼閣建物が想定される。建物の東西両側面に沿って左右対称に、北端柱筋から東西1間（7尺）、南北2間（10尺）の張り出しが付くが、これは楼閣建物に昇る階段に伴う屋根状施設（階段室）と考えられる。

建物10：調査区中央西よりの桁行6間×梁間2間の総柱東西棟。建物9の南20尺にある。柱間寸法は10尺等間。建物9と同様の楼閣建物と考えられる。建物北側中央の東西2間分には北へ7尺の張り出しが付く、建物9と10をつなぐ廊下（複道・空中廊）か階段を想定できる。

建物11：調査区南端の桁行6間×梁間2間の東西棟。柱間寸法は10尺等間。2間ごとに間仕切りを持つ。建物10から50尺南に位置する。

溝12：建物9、10の間の東西溝。底石のみが残存。溝心が建物9の南側柱から8尺の位置にあり、雨落溝を兼ねていたものと思われる。底に石を敷くのは建物9、10に挟まれた部分に限られる。第128次調査区でこの溝の続きを検出しており、西端は東院西辺を区画する築地塀29の東側の雨落溝である南北方向の玉石溝に連結している。

塀13：調査区東端の南北塀。柱間寸法は10尺等間。大型楼閣建物が並ぶ一連の空間の東辺を区画する。

<D期 奈良時代末～平安時代初期> (今回検出した遺構; 塀4条)(第4図④)

C期の大規模な楼閣建物群が撤去されて、築地塀に開く門から東へ通じる幅約10mの通路が設けられる時期。通路の南北辺は掘立柱塀で区画されますが、門から東約54mの地点で南辺、北辺の塀がそれぞれ南、北に折れ曲がります。

塀14: 調査区北半の東西塀。柱間寸法は10尺等間。第128次調査区で続きが見つかっており、合わせて16間の長さを持つ。東端は北へ延びる塀16に取り付く。

塀15: 塀14から南へ約10mはなれ、柱筋を合わせてこれに平行する東西塀。柱間寸法は10尺等間。塀14と完全な対称形で、東端は南へ延びる塀14に取り付く。

塀16: 調査区東半で塀14に取り付く南北塀。柱間寸法は10尺等間。6間分検出し、さらに北へ延びる。

塀17: 調査区西半で塀15に取り付く南北塀。柱間寸法は10尺等間。塀16と一直線に並ぶ。8間分検出し、さらに南へ延びる。

<時期が分からない遺構> (今回検出した遺構; 塀4条、建物3棟) (第3図)

塀18: 調査区北東の6間以上の南北塀。柱間寸法は8尺等間。さらに調査区の北へ延びる。

塀19: 塀18の東側の8間以上の南北塀。柱間寸法は10尺等間。さらに調査区の北へ延びる。

塀20: 調査区中央の5間の東西塀。柱間寸法は10尺等間。

塀21: 塀20の南側の6間以上の東西塀。柱間寸法は10尺等間。さらに調査区の東へ延びる。

建物22: 調査区西半中央南側の南北棟。桁行4間×梁間2間の身舎に東西廂をつける。柱間寸法は身舎部分8尺等間、廂部分梁間7尺桁行8尺。

建物23: 調査区南端の東西棟建物。桁行7間以上。柱間寸法は10尺等間。北側柱筋のみを検出。東西塀の可能性もある。

建物24: 調査区南端の梁間2間以上の南北棟。柱間寸法は10尺。北妻のみ検出。

3、注目される点

今回の調査でとくに注目されるのは、奈良時代後半の様相です。とくにC期とD期について、その特徴をまとめておきたいと思います。

(1) C期の様相

中心的な建物9は桁行6間、梁間4間の高床式の大型総柱建物ですが、これは高層の楼閣宮殿に復元されます。平城宮内の楼閣建物は大きく2種類に分類することが出来ます。まず第1は、築地塀や回廊に取り付くものです。例として第1次大極殿に見られる東西楼(第5図②)をあげることが出来ます。第2は、ある区画の中心施設となる大型の楼閣宮殿で、今回検出した建物9もこれに含まれます。類例としては、内裏第I期(元明、元正朝)の御在所正殿(桁行11間×梁間5間)、第1次大極殿地区第II期(淳仁または称徳朝)の正殿(桁行9間×梁間4間)(第5図③)があります。これらはいずれも天皇の御在所として使用された建物と推定されており、建物9はこれらと比べてやや規模は劣りますが構造から見て天皇またはそれに準ずるような極めて限られた人物が使用した御在所的な建物であったことが類推されます。

さらに建物9を中心に、南側にはこれと同様の高床式の総柱楼閣建物10が付属し、前殿

としての位置を占めています。北側には一連のものと考えられる建物8が位置し、楼閣宮殿がさらに北に連続していた可能性もあります。また、西側には宮内でも屈指の規模を持つ井戸30があるという、極めて特徴的な空間を形成しています。こうしたことからみて、C期のこの地域を御在所的な空間と考えることができるでしょう。

(2) D期の様相

D期には、東西塀2条に画された幅約10m通路が、東院西端を区切る築地塀に開く門から東へと延びます。この地域が東院西辺のほぼ中央に当たることから、本調査区の東辺からさらに東へ展開する場所に何らかの重要な施設が存在していたことが予想されます。

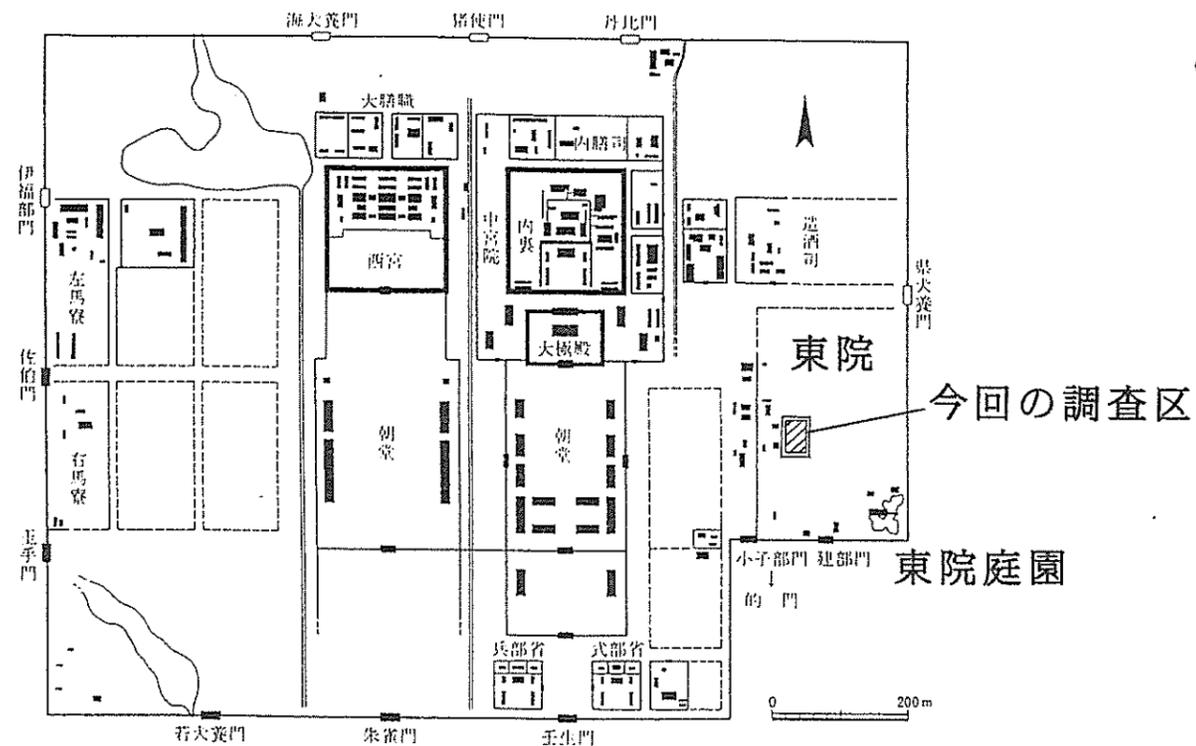
4、おわりに

今回の調査では、塀で区画された大型建物群(A、B期)、内裏に匹敵する壮大な高床式の楼閣宮殿(C期)、塀で区画された東へと続く通路(D期)を検出しました。特にC期の遺構群はまれにみる構造を示しており、極めて特徴的な空間であると考えられます。

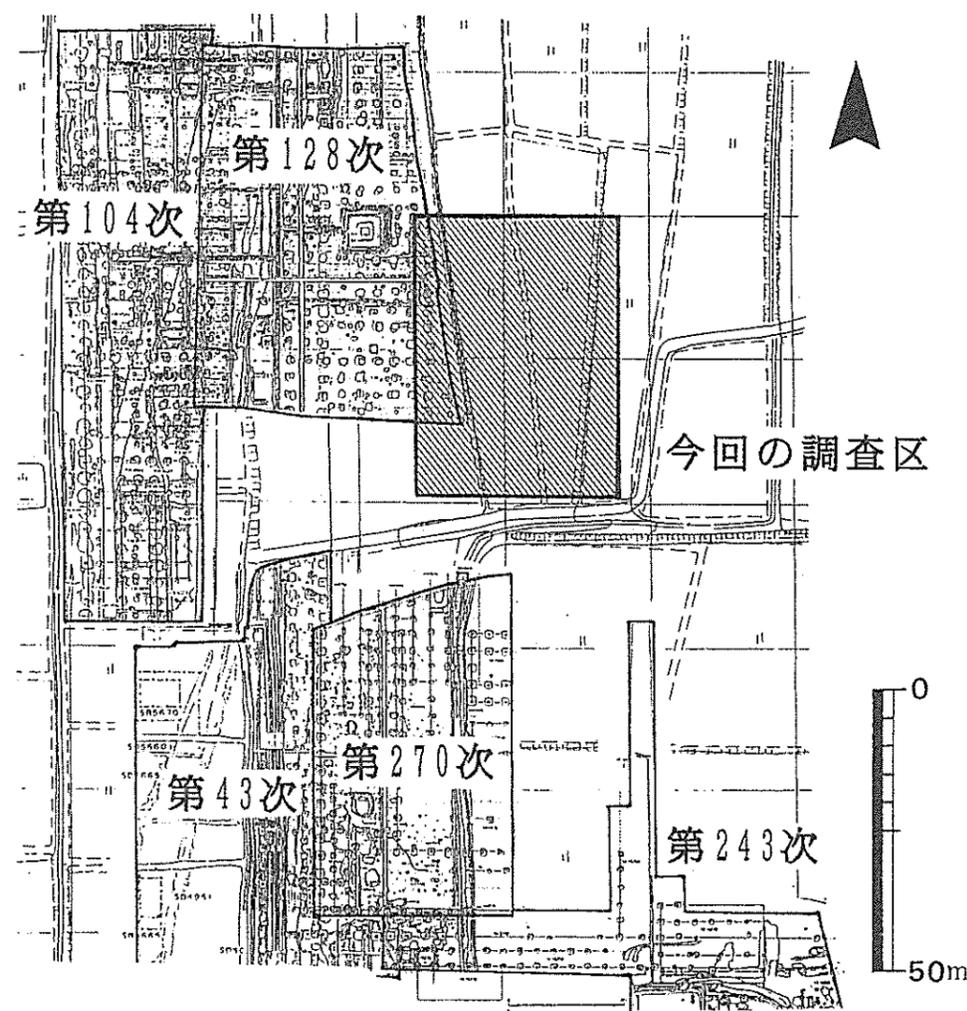
また、本調査区の東側には一段と高くなった平坦地が広がっています。C期の御在所的施設と考えられる大型建物群は、さらに東側の未調査区に展開する施設と一連のものである可能性があり、また、D期の東西方向の通路の行く手にも重要な施設を推定することが出来ます。今回の調査区の東辺部分では凝灰岩の破片が散布している状況が認められますが、このことは、さらに東側に凝灰岩切石を使用した基壇建物の存在を暗示しているとも思われます。このように今回の調査では東院の中核部分に直接関わりとされる遺構群を確認しつつありますが、今後、さらに周辺地域の調査を継続して、東院の実態を明らかにしていきたいと思えます。

	天皇	西暦	元号	記事
奈良時代前半	持統	694	持統 8	藤原京に都をうつす。
	元明	708	和銅 元	和同開珎を発行する。
		710	3	平城京に都をうつす。
		712	5	『古事記』が完成する。
		720	養老 4	『日本書紀』が完成する。
	聖武	726	神亀 3	3月、南苑で宴会が催される。
		729	天平 元	長屋王の変おこる。
		740	12	恭仁宮に都をうつす。
		742	14	紫香樂宮を都とする。
		744	16	難波宮を都とする。
745		17	再び平城京を都とする。	
747		19	5月、南苑で天皇が騎射・走馬をみる。	
孝謙	752	天平勝宝 4	4月、東大寺大仏開眼供養会がおこなわれる。	
	754	6	1月、東院に天皇が出御し、叙位をおこなう。	
	757	天平宝字 元	平城宮改築、養老律令を施行する。	
淳仁	761	5	平城宮改築。	
称徳	767	神護景雲 元	1月、東院に天皇が出御し、叙位をおこなう。	
			2月、東院に天皇が行幸し、出雲国造の神賀詞奏上の儀式をおこなう。	
			4月、瑠璃瓦を葺美しく彩色した東院玉殿が完成する。	
	769	3	1月、東院に天皇が出御し、宴会を催す。	
770	宝亀 元	1月、東院で宴会が催される。		
光仁	772	3	12月、彗星が現れ、楊梅宮で齋会をおこなう。	
	773	4	2月、楊梅宮が完成し、天皇がここにうつる。	
	777	8	6月、楊梅宮の南の池で、1本の茎に2つの花をつけた蓮が咲く。	
桓武	784	延暦 3	長岡京に都をうつす。	

第1表 平城宮、東院関連略年表



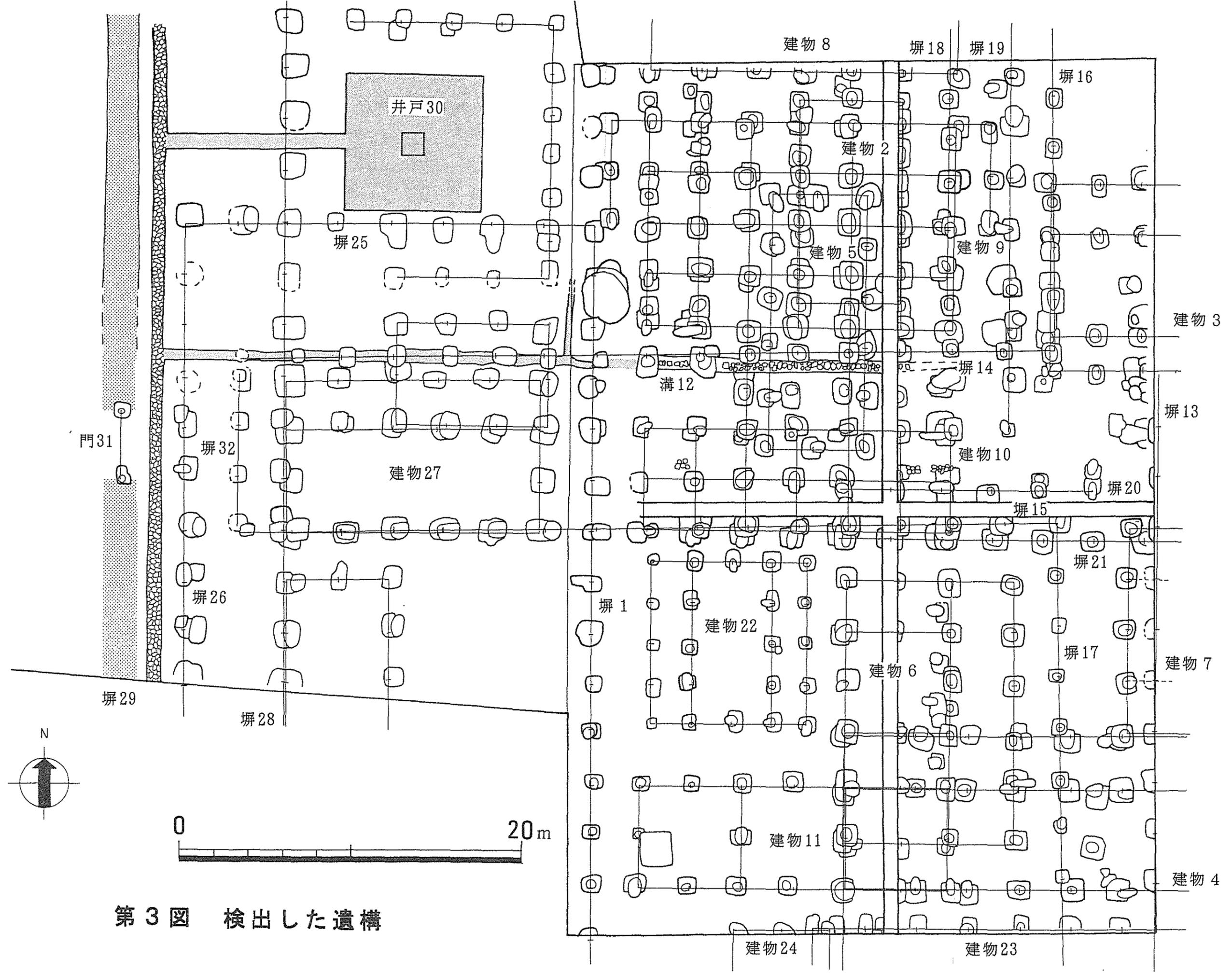
第1図 調査区的位置



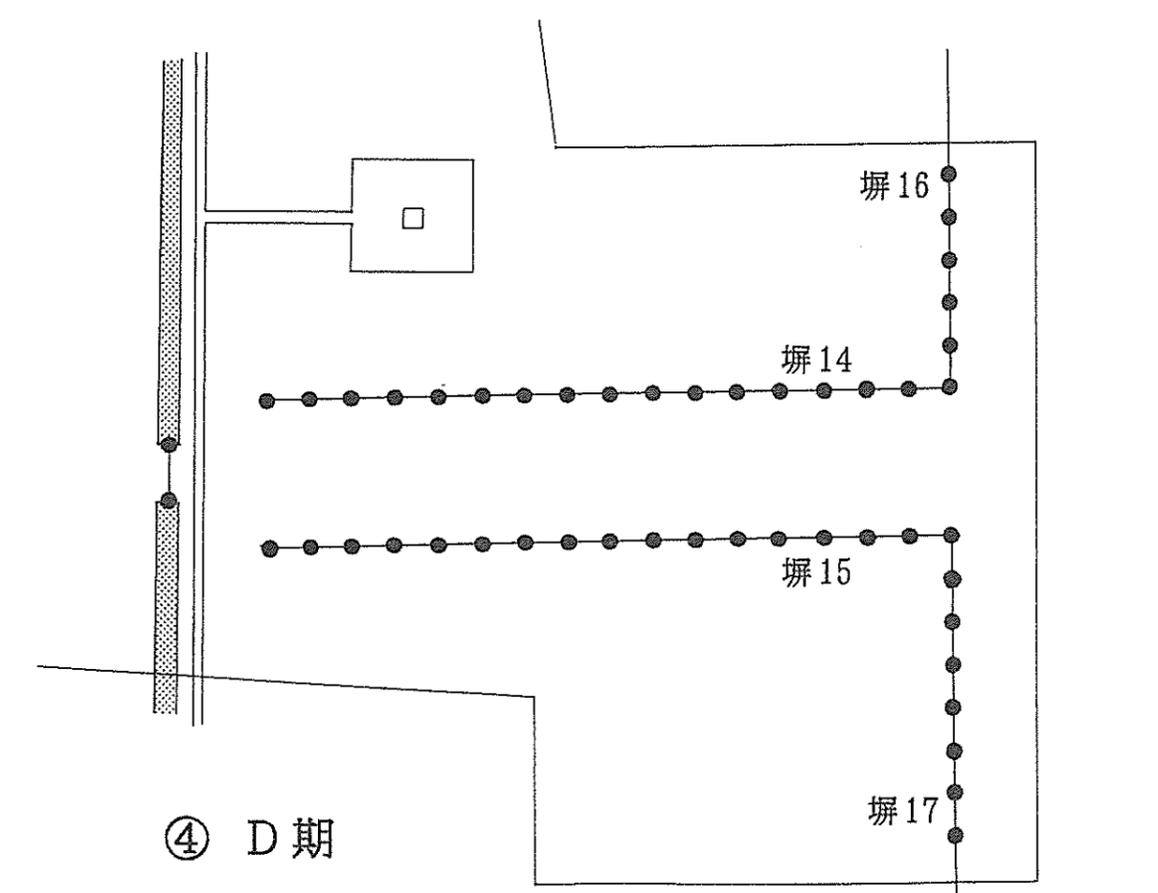
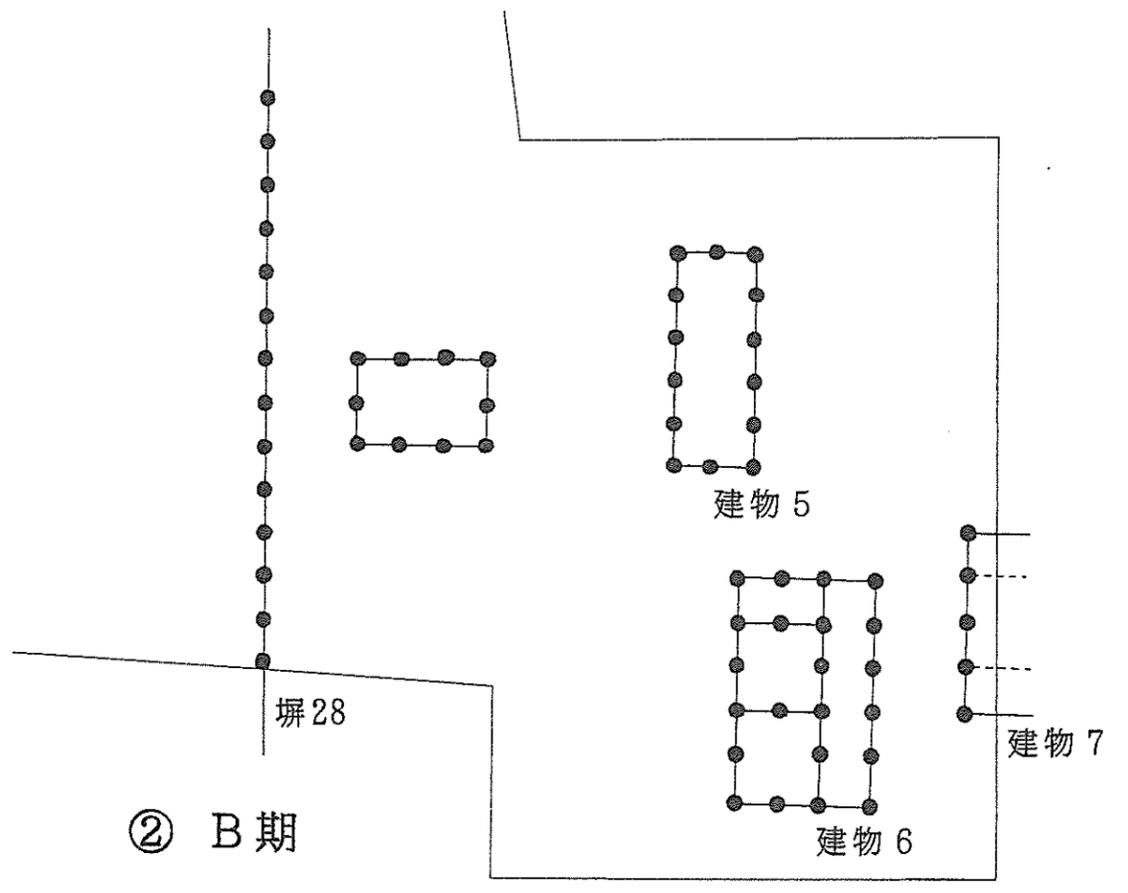
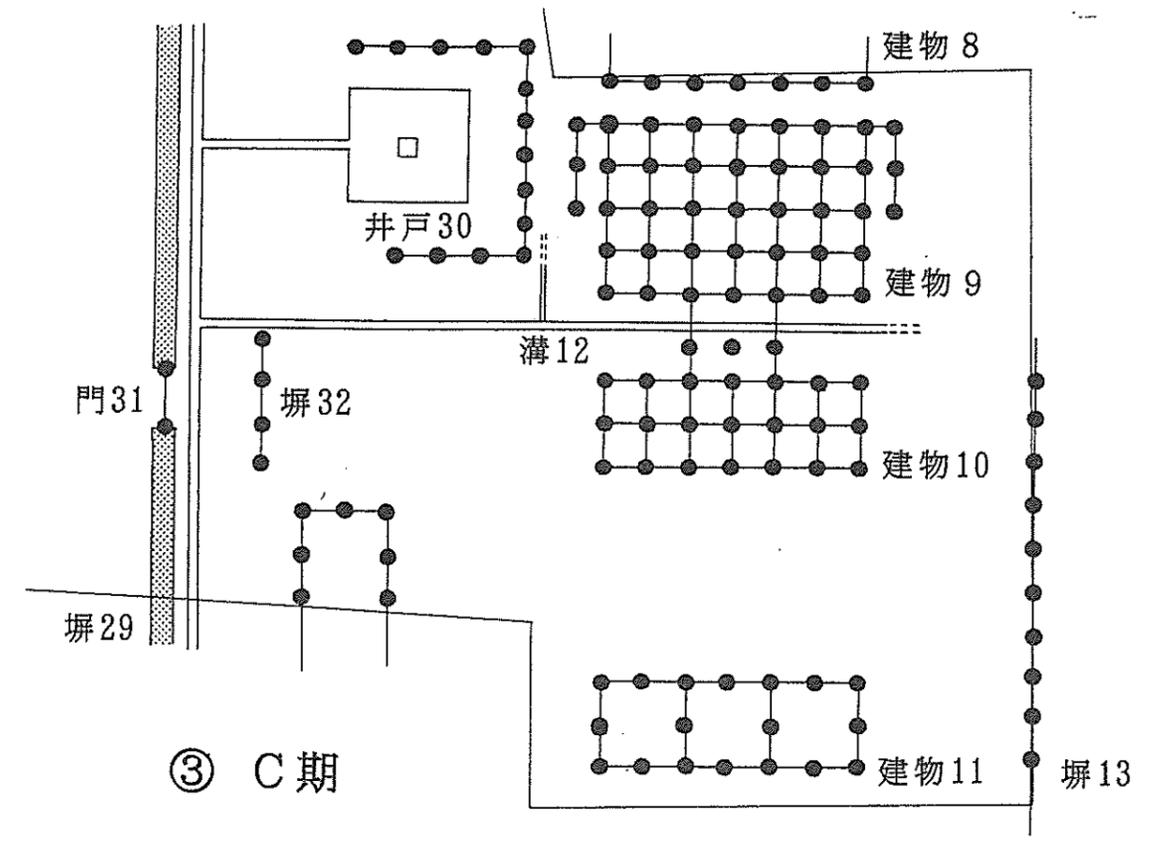
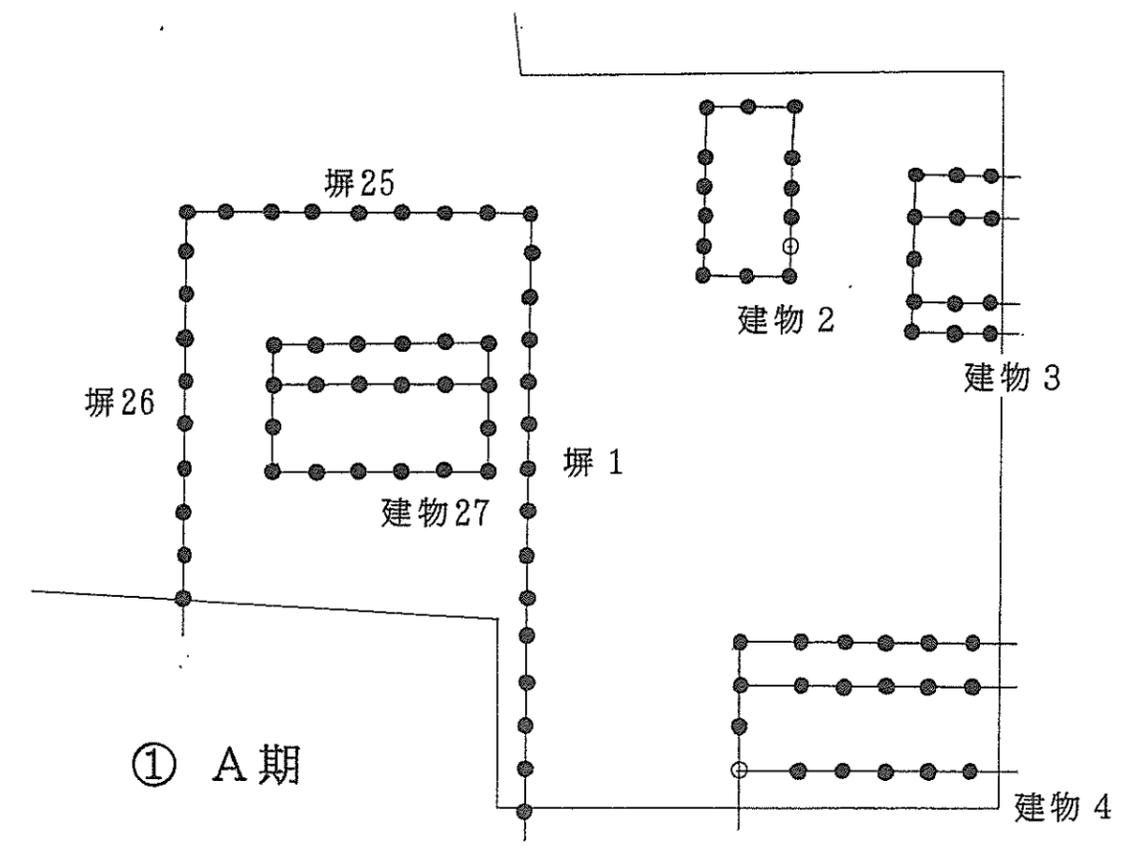
第2図 周辺の過去の調査

奈良時代前半

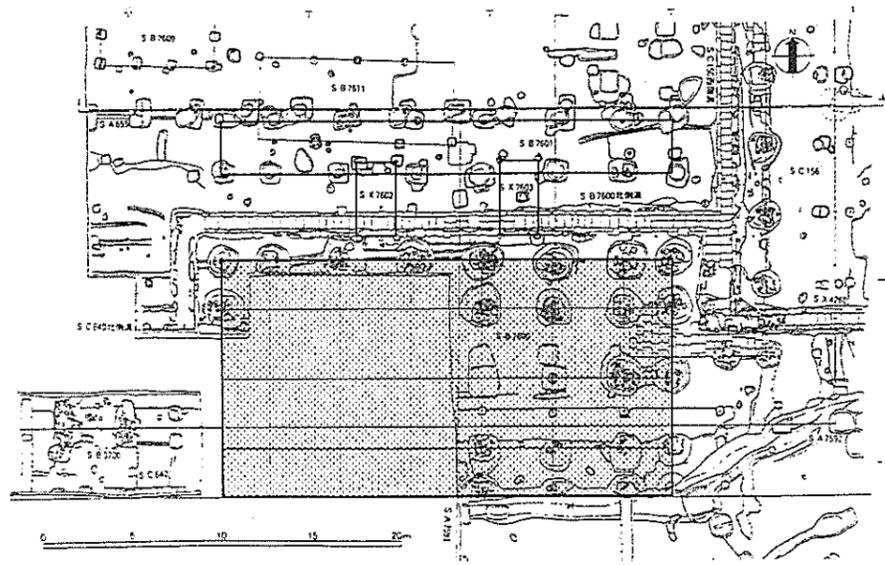
奈良時代後半



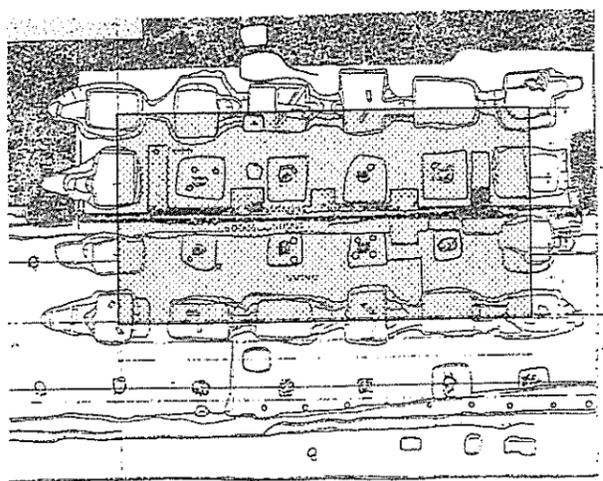
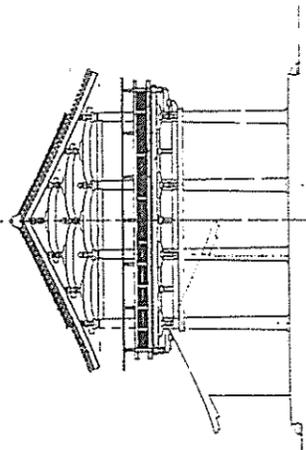
第3図 検出した遺構



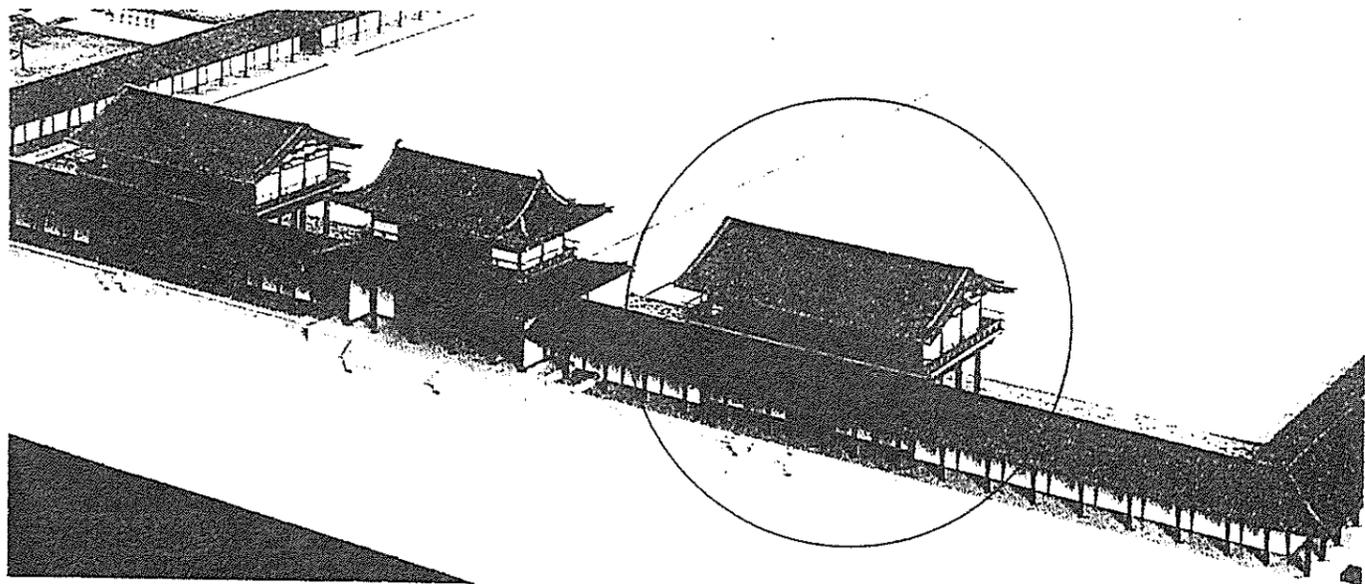
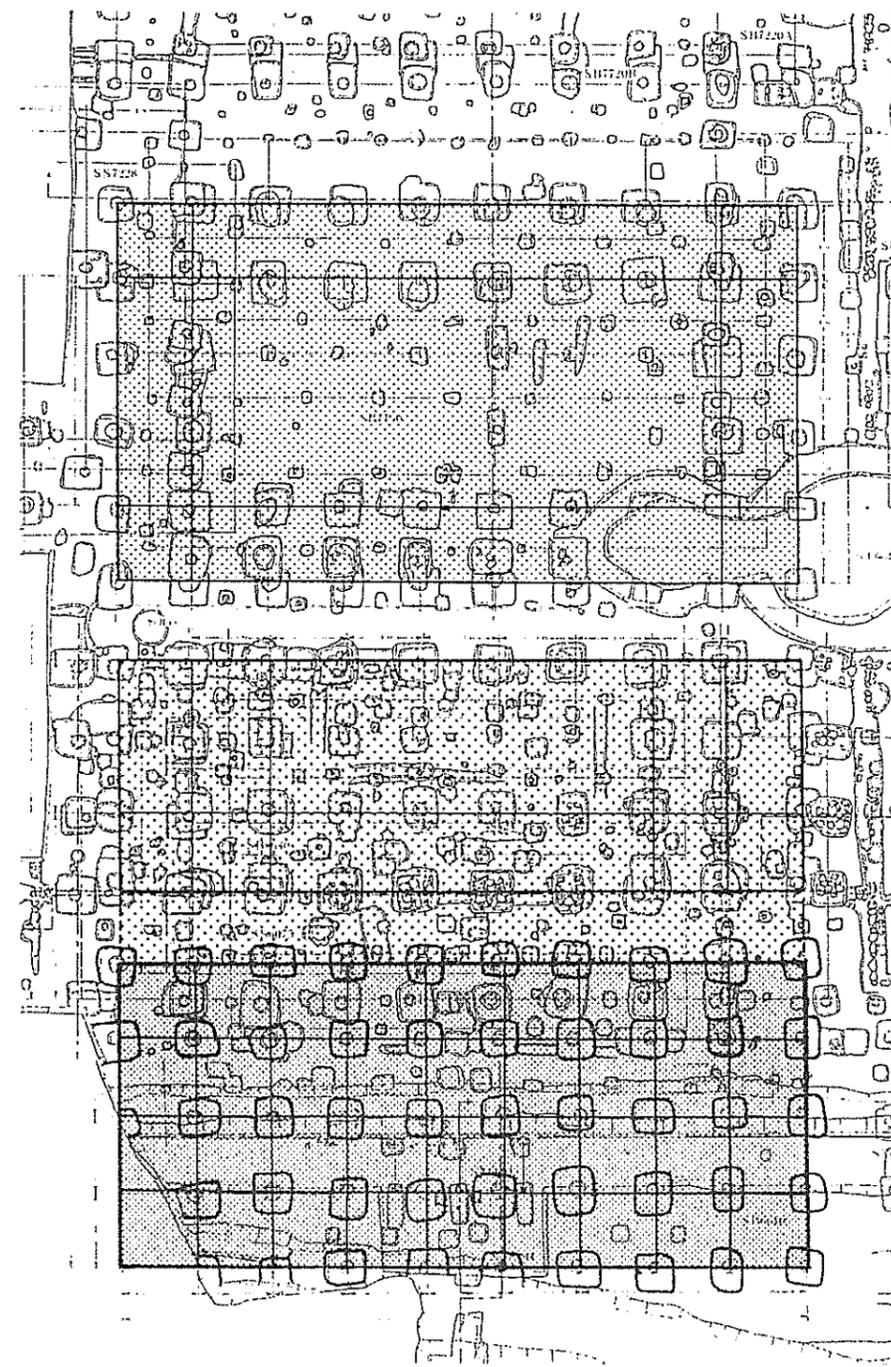
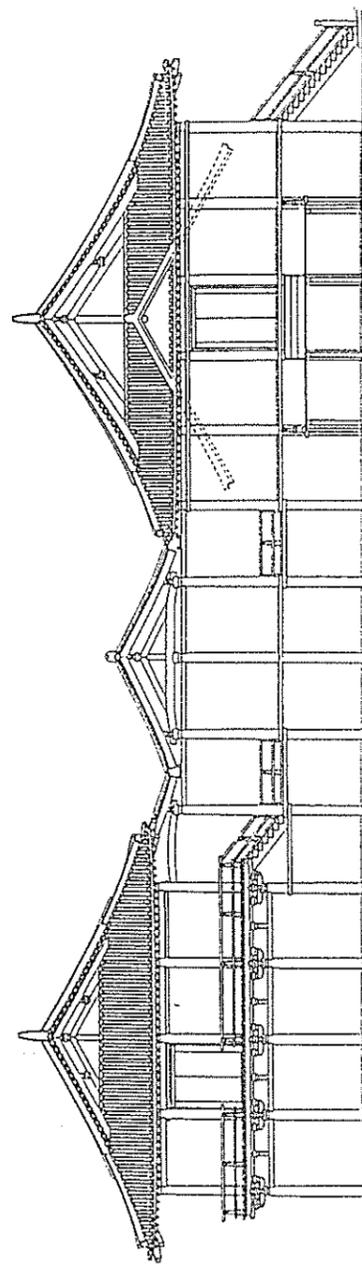
第 4 图 遺構變遷模式图



①内裏Ⅲ～Ⅵ期東閣
(参考)

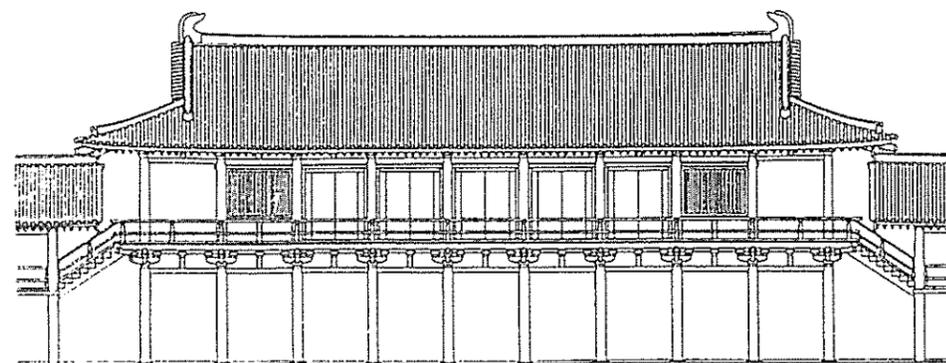


↑



②第1次大極殿東楼 (左上は復元図、下の写真は模型)

③第1次大極殿地区
Ⅱ期正殿
(左と下は復元図)



第5図 平城宮内の楼閣建物